会 議 録

会議の名称	第8期小金井市地域自立支援協議会(2月期・第1回)合同部会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和6年2月7日(水) 17時00分から18時17分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎801会議室
出席者	【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員(会長)、吉岡 博之委員(副会長)、石塚 勝敏委員、小根 澤 裕子委員、渡邉 誉浩委員、加藤 了教委員、田村 忍委員、畑 佐 枝子委員、八木 香委員、宮井 敏晴委員 、木下 一美委員、高橋 徹 委員、永末 美幸委員、佐々木 宣子委員 〈WEBによる参加〉田中 麻子委員、猿渡 太育委員 〈欠席〉 荒井 康善委員、中村 裕子委員、鴻丸 恵美子委員、塚口 敏彦委員、佐々木 由佳委員 【事務局】 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課間談支援係長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 株式会社名豊担当者 小金井障害者地域自立生活支援センター
会議内容	第8期小金井市地域自立支援協議会 (2月期・第1回) 合同部会 会議録 のとおり

第8期小金井市地域自立支援協議会(2月期·第1回)合同部会 会議録(事務局)

開会前に事務局より連絡がございます。本日も WEB と対面の併用で会議を行います。どうぞご協力をお願いいたします。

また、本日は障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の最終案についての協議があるため、計画策定支援業務の受託者も出席しております。 連絡事項は以上です。

(会長)

小金井市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

事務局から話がありましたように、今日のメインは障害者計画の最終案ということになります。これまで色々と段取りを踏んできましたので、遡って云々ということではなく、最終案の確認。それからもし、新しいご意見があれば、次期の障害者計画の方への申し送り事項という形で整理をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の欠席委員について、事務局からお願いします。

(事務局)

本日は部会ということですので、開催に必要な出席者数の要件はありませんが 事前に鴻丸委員、佐々木由佳委員、中村委員から欠席の連絡を頂いております。 その他の委員については、遅れていらっしゃると思っています。 事務局からは以上です。

(会長)

それでは、遅れていらっしゃる委員の皆さんについてはお待ちするということ で、配布資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

資料について説明いたします。本日の配付資料はまず、専門部会の次第。それから資料1小金井市保健福祉総合計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果。資料2障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)【第4章・第5章抜粋】、資料3計画案の修正箇所一覧。配布物は以上となります。

(会長)

それでは議事に入っていきたいと思います。

次第の2、報告事項です。小金井市保健福祉総合計画(案)に対するパブコメパブリックコメントの結果の公表についてお願いします。

(事務局)

資料1をご覧ください。

障害福祉分野のパブリックコメントおよびその検討結果につきましては前回の合同部会で協議していただき、そのご意見を踏まえて修正したものを1月25日に確認していただきましたが、障がい福祉分野以外の計画に対するパブリックコメントも含め全体の検討結果がまとまりましたので、ご報告いたします。 障がい福祉分野につきましては、既にご確認していただいておりますので、配布資料につきましては集計結果のみとさせていただきましたが、1月31日から小金井市のホームページで公開しておりますので、詳細につきましてはそちらをご覧いただきたいと思います。

事務局からの報告は以上です。

(会長)

詳細に言い始めると色々とありますが、集計結果としてこういう状況だという ことでご理解していただければ、と思います。

報告についてはよろしいでしょうか。

(委員)

一読させて頂きました。以前にもお聞きしたと思いますが、パブリックコメントの文章の中で「努めます」「努めてまいります」「検討します」とありますが、 以前にもお伺いしたと思いますが、この言葉の使い方の意味をもう一度、解説してください。

(事務局)

具体的に、どの点について、ということが無いと難しいです。

(委員)

いっぱいあります。76ページの医療ケアの、「設備の充実に努めます」とか、 医療機関の数については、「情報発信の強化に努めます」とか。福祉避難所については、「把握に努めます」とか。色々あります。

その他にも、「努めます」というのが、十数カ所ありますが。

(事務局)

「努めます」と、先ほどのご質問の、「検討します」との違いというようなことでしょうか。「検討します」というのは、まだ具体的に何をやるかということをこれから考えるというようことだと思っています。「努めます」というのはそこに書いてあることを実際にやるように努力しますということで認識しております。

(会長)

委員のご意見も分かりますが、11月の協議会の場で「努めます」等々についてはご議論をしていただいて、「努めます」という方が積極的だろうということで整理をさせていただいて、「検討します」ということについては事務局の方から話があったように、まさにこれから検討しますということで整理をしていただきましたので、一応そういうことでご理解をいただいて、それぞれの項目について「努めます」と「検討します」ということで、いかがなものかということであれば、今ここで個別にいうよりも、改めてそこに向けて、こういうような変更をする方が良いのではないかというご意見を寄せていただければと思います。今日の段階で「努めます」、「検討します」というのをもう一度議論するということは難しいので、ご理解していただければと思います。

よろしいですか。そうしましたら次に進めさせていただければと思います。 協議事項に入ります。次第の3、障害者計画第7期の障害者福祉計画第3期障害 児福祉計画最終案ということで、事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

資料2、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害福祉計画(案)・【第4章 第5章抜粋】をご覧ください。

障がい福祉分野の計画案の最終確認ということですが、第1章から第3章までにつきましては、骨子案の協議の際に整理していただいたものを改めて記載した章となっていること、また、今後計画に基づいて障がい福祉施策を進めていくという点では、第4章の施策の展開と、第5章の障害福祉計画および障害児福祉計画が中心となることから、第4章と第5章のみを資料として抜粋しております。

それから次に資料の3、計画案の修正箇所一覧をご覧ください。

こちらはパブリックコメントの実施前、令和5年11月8日の全体会でお配り した資料からの修正部分を一覧にしたものでございます。

その全体会での意見も踏まえて修正した計画案によりまして、パブリックコメントを実施しておりますので、その部分が分かるよう、無色の行はパブリックコ

メント案からの修正箇所、黄色の部分は全体会の協議を踏まえてパブリックコメント実施前に修正した箇所、という形で色分けをしております。

また、計画案の資料については、第4章と第5章を抜粋しておりますが、第1章 第2章および第6章についても、パブリックコメントの実施後の見直しにより まして修正した部分がありますので、そちらも含めて記載しておりまして、その 部分はオレンジ色に色分けをしております。

それから、もう一点補足で、今回まだ資料としてできてないのですが、福祉総合計画全体の資料として用語解説というのを作成中ですので、障がい分野に係る部分の用語について名豊さんの方に例示をしていただきますので、その点についてもこういった用語の説明があった方がいいのでは、というようなお気づきの点があれば、今日ご提案いただければと思っております。

(名豊)

私の方から今、どのような検討を用語解説の方でしているか、障がいに関係する 用語として、ピックアップされているものが何かということについてご報告 させていただきます。

まず、用語解説の作成に当たりましては、6年前の計画に記載されている用語解説を基本としながら、追加をしております。本文中に各計画が集まっておりますので、前回、用語解説で入っていたものであっても、本文中に記載がないものについては除いております。その中で6年前に入っていたもの、そして追加したもの、という二つのカテゴリーで、障がいの方で入れている用語について説明させていただきます。全体に関わる用語がありますのでご了承ください。

まず、あ行の用語解説につきましては、「ICT」という文言を、前回と同様に入れております。続いて、「愛の手帳(療育手帳)」、こちらについても6年前と同様に入れております。続いて「アクセシビリティ」、こちらについては新たに追加をしております。さらに「一般就労」と「医療的ケア児」、こちらは6年前と同様に入れている項目です。「インクルーシブ教育」、こちらは新たに追加した項目になっています。

(会長)

これに関する資料はないのですか。

(名豊)

口頭で大変申し訳ないのですが、資料については調整中という形になりますので、お見せするものがありません。口頭という形でご了承いただければと思います。

か行につきましては「基幹相談支援センター」が追加になっております。「共同生活援助 (グループホーム)」については、前回同様に入れております。また「権利擁護」についても前回同様入れている項目になります。「高次脳機能障害」と「合理的配慮」、こちらも前回同様に入れている項目になります。

続いて、さ行です。「指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)」と 「児童発達支援センター」が新たに追加になっております。

(会長)

全体で幾つありますか。

(名豊)

全体だともっと多いのですが、あ行からいきますと、全体だと11ページになりまして、それぞれ1ページに10項目ぐらいあります。その中で障がいに関する部分となりますと、各ページ2、3個となりますので、30ぐらいはあるかと思います。

(会長)

30項目も口頭で言われても分かりません。せめて例えば、ホワイトボードに書くなどしていただけませんか。

(事務局)

そうしましたら、ご提案いただいたようにホワイトボードに書き出すのがいいかなと思います。ただ、その間、待っているわけにもいかないので、まずはその計画本体の方の修正箇所の確認を協議している間に、名豊さんの方に書き出していただくという形でどうでしょうか。

(会長)

今はそれしか方法がないのではと思います。

(事務局)

それではホワイトボードを準備しますので、その間、あらかじめ用意された資料 についての進行をお願いいたします。

(会長)

オンラインで参加の方は、どうすれば共有できるのでしょうか。

共有だと例えばワードで書き出してもらって、画面共有してもらってみたいな 形になるのでしょうか。

工夫を考えていただいている間に、事務局から説明していただいた修正箇所について、皆さんは分かりましたか。オレンジが云々、白が云々って大丈夫ですか。 1章2章については、今日の資料2の方にはないが、前のところであるということと、それ以外のところについては見ていただければ継続から充実に変えたというところが大きいかと思います。

今日が最終確認になりますので、ご確認をお願いできればと思います。

資料3をご覧いただけると、全体としての傾向が分かるかなと思います。本協議会としては、「継続」から「充実」にというところ。それからもう一つは、市議会からの意見等々によるというところについては「具体的な数をしっかり書くように」ということが出されているということ、大きく2つあるいうことだと思います。

パブリックコメントにつきましても、協議会と同じような意見を頂いているのかなと。そういう状況の中で、資料2と突き合わせていただきながら確認していただければと思います。

用語解説については、この後、紙も用意していただけるということですが、協議会による修正、パブリックコメントによる修正、その後のデータによる修正というところについてはよろしいでしょうか。

そうしましたら、これについては確認していただいたということと、もちろん細部につきましては名豊さんと正副会長の方で確認をさせていただきます。その上で次回の2月21日が最終ですよね。ということで確認と了解を頂くと。

事務局、これは自立支援協議会として「最終確認しました、これでOK」となって、どこで最終的にGOとなりますか。

(事務局)

基本的に今日ここで、特段この修正意見について問題ないということであれば、 確定して印刷の準備をしていただく形になるのかなと思います。

(会長)

いずれにしましても、また例によってなんですが、もしお気づきの点があれば、 事務局の方に寄せていただいて、最終案に反映させていただきたいと思います。 もし今日この段階で、後で気がついたという場合にはいつがリミットになりま すか。

(名豊)

今月末で全体の計画について市長に見ていただいて、基本的には印刷の部分については地域福祉課が取り纏めをしており、それまでの間に音声コードを前回と同様に入れていくという作業になりますので、基本的に2月中に固まった状態で音声コードを変更がもしかしたらあるかもしれませんが作って、印刷という形になると聞いております。

(会長)

そうするとご意見を頂いて、我々の方で共有をして確認をするということになると、いつにすればいいのでしょうか。

(事務局)

次回は2月21日に予定しておりますので、そこで最終確認をしていただければと思います。

(会長)

お気づきの点については21日までに頂きながら、21日の自立支援協議会でもし、追加があれば出していただいて、そこで最終確認ということにさせていただきたいと思います。

印刷された資料が届くのが、おおよそどのぐらいの後の目安になりますでしょうか。

(事務局)

あと5分ほどだと思います。

(会長)

それまでの間、委員の皆さんで何か情報交換したい事などありますか。障がい福祉政策の情報や動きなど。

(副会長)

この4月から少し総合支援法自体の報酬の見直しとか、方向性について厚生労働省から資料が出ています。1月23日の資料だったと思うのですが大体の方向性が定められていまして、就労関係はやはり就労選択支援の明確化がされているとか、生活介護では、時間数で報酬単価をもっと細かく分けるとか、そういったような内容が出ていますので、厚労省のホームページにアクセスしていただいてみると全部PDFでダウンロードできるようになっていると思いますので、それとともに、報酬単価も、まだ僕も全部見ていませんが出ていますので、

少し影響が出るという事業所があるかと思いますので、ご参考にしてみてください。

(会長)

中央官庁から出る資料だとほとんど読めなかったりするのですが、それは分かりやすい資料になっているのでしょうか。

(副会長)

一応、図入りで出ています。

(会長)

中央官庁が出す文書はほとんど読解不能なようなのが出ることがあるので。 あとこれはもう僕の呟きですが、テレビのニュースで皆さんのほうがご存知だ と思いますが、人員不足による介護事業所の閉鎖ですよね。本当に他人事じゃな く押し寄せてくる問題かな、と思っています。東京都が独自に1万円か2万円か、 プラスアルファすると言っていますが、果たしてそれが、僕も人材養成に関わっ ていますけれども、そう簡単には効果が出ないのでは、と思います。

私、定員20名のソーシャルワークコースの担当をしていますが、障がい関係の 法人などに就職するというのは2年に1回、1人か2人いるかなという感じで、 やはりですね、公務員福祉職が安定傾向ということで非常に多いです。多分半数 以上がそうかなと思います。公務員福祉職志望だと配属先がいきなり生活保護 か児童相談所になるのではとも思いますが。

(名豊)

お手元にお配りさせていただいたものですが、赤字の部分が追加という形で今 検討する項目になっています。

(会長)

赤字の部分がどこか、というのだけ言ってもらえれば、それでチェックできると 思います。説明は後にして、あ行から赤字の部分だけ言ってください。

(名豊)

前提として地域福祉、障がい福祉、高齢福祉そして健康増進が含まれております ので、全て含んだ用語になっております。

赤字の部分については、「ACP」、「アウトリーチ」、「アクセシビリティ」、「インクルーシブ教育」、「インセンティブ」、「介護医療院」、「介護療養型医療施設」、

「介護老人保健施設」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師」、「基幹相談支援センター」、「居宅療養管理指導」、「口腔機能」、「高血圧」。

(会長)

上段、中段、下段と言っていただけると、分かりやすいです。

(名豊)

上段、次のページです。「個別避難計画」、「小金井市さくら体操」。さ行に移りま す。「サービス付き高齢者向け住宅」、「指定特定相談支援事業所」、「児童発達支 援センター」、「死亡率」。次のページです。上から2番目、「住宅改修費」、「住民 基本台帳」、「障害者支援施設」、「障害者就業生活支援センター」、「食品ロス」、 「シルバー人材センター」、「身体活動」、「身体障害者相談員」。次のページ上か ら2段目、「スキルアップ」、「生活サポート事業」、また「生活習慣病」のところ SDGslを入れさせていただいております。さ行の最後です。「相談支援専門 員」。た行に移りまして、「第1号被保険者」、「第2号被保険者」、「団塊ジュニア 世代」、「団塊の世代」、「短期入所生活介護」と「短期入所療養介護」、「知的障害 者相談員」、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「低栄養」。次のページで す。「適正体重」、「デジタル」、「糖尿病」、「特定施設入所者生活介護」。次に、な 行です。「ナッジ」、「難病」、「日常生活動作」、「認知症対応型共同生活介護」、「認 知症対応型通所介護」。次に、は行です。「パブリックコメント」、「ピアカウンセ リング」、「福祉有償運送」、「福祉用具」、「フレイル」、「平均自立期間」、「平均余 命」、「訪問介護」、「訪問看護」、「訪問入浴介護」、「訪問リハビリテーション」。 次に、ヤ行です。「ヤングケアラー」、「要支援・要介護」、「養護者」、「養護老人 ホーム」、「要約筆記」。次に、ら行です。「ライフコースアプローチ」、「理学療法」、 「リハビリテーション」、「レスパイトケア」、「ロコモティフシンドローム」。以 上です。

追加項目としては、高齢者と健康増進の方が非常に多くなっていますが、障がい者の計画につきましても、重要な項目については追加をしております。

(会長)

ご説明していただいた追加項目、あるいは用語説明の全体像ですが、足した方がいいのではというような意見をいうことはできますか。

(名豊)

特に、障がい分野につきましては、こちらの項目説明が必要ではないかということがあれば、ご意見を賜ればと思います。

(会長)

それは今日気がつく部分と、後で考えられる部分があると思いますが、今日の会議以外の場で見て、足したほうがいいな、というのがある場合、いつまでに誰にどう伝えればいいのでしょうか。

(事務局)

まず皆さんで確認していただくという前提であれば、21日にそれを含めた資料と出せればいいと思うので、2月14日であれば1週前で準備は可能です。それか、その週の金曜までに頂ければ当日配布という形でよろしければ、ギリギリ間に合うかなと思います。

(会長)

追加した用語と解説まで含めて出てくる、ということでいいですか。

(事務局)

2月16日までに頂ければ、解説も含めて当日配布なら間に合うかなと思います。意見の数にもよると思いますが。

(会長)

今日が2月7日ですので、そんなに意見の数は出ないのでは、と思いますが、2月16日が締め切りギリギリで、2月14日を目処に、事務局の方に送っていただけると準備としていいかな、と思います。

(事務局)

補足ですが、どちらかというと今、手元にあるものについての確認というよりも、 ここにないもので、この言葉も一般の市民の方には分からないのでは、というご 意見を頂けると、非常にありがたいです。

(会長)

障害者計画は障害者週間ではありませんが身内だけのものではなく、市民全体に知ってもらうっていうことが重要ですので、業界人としても難しい用語がいっぱいあるので、例えばこの解説ではどうか、ということも含めて僕はいいと思いますので、ご意見を寄せていただければと思います。

解説をどこまで分かりやすくするか、というのは、なかなか難しい課題なので、 どこまでやれるかについては別問題ですが、少なくともこういう言葉がある、と いうことを市民に知ってもらう。解説の要望として、これは分からないでしょう というところについては変えられないか、という注文を付けていただいて、可能 な範囲で、事務局と名豊さんのほうで対応していただくという整理をさせいた だければと思います。

(委員)

「指定特定相談支援事業所」の記述があって、カッコで「障がい児相談支援事業所」となっていると思いますが、さ行の上から5番目、「指定特定相談支援事業所(指定障がい児相談支援事業所)」のカッコ書きのところの「がい」は漢字のほうがふさわしいのか、固有名詞として出しているので。解説のところは、「がい」をひらがなで書くことにしているのかなと思いましたが、もしかしたら本文の方も、いわゆる事業名については、ひらがなを使っていたら、どちらかに揃えたほうがいいのか、今回のこの計画の中に出てくる言葉の解説ですよね。なので、どちらがいいのかなと思いました。

(会長)

基本は多分、制度名は制度名のままで、解説はひらがなで「障がい」だったと思いますが、計画の中で、地域福祉計画も含めて全体を統一するということだったので、その点との整合性の問題だと思います。

(委員)

用語の説明についてです。些細なことですが、「余暇活動」という言葉は、今回計画の中に出てくる言葉でしたか。実は私、「余暇活動」という言葉でかなり質問を受けることが多くて、自分の「余暇」、私にまだ子供が居なかったとき「余暇」を過ごす言葉と、子供が小さいとき、学校に入ったばかりのときに「余暇活動」のイメージが全然違いました。

障がい者の「余暇活動」を支援して、支援者がいないと「余暇活動」ができない人たちなので、「余暇活動」という言葉が、計画の中にあるかどうか、今の資料では確認できませんが、計画の中に出てくる言葉であれば「余暇活動」という言葉に対して多少説明が必要ではないかと思います。本当に何も知らない方が見ると全然イメージが違う事柄ではと思います。

(会長)

計画の中にあるかどうかの確認をしてもらいながら。個人的な呟きですが、卒論でもそうなのですが、「余暇活動」という言葉は、かなり難しい言葉です。何を指して「余暇活動」というのか。辞書的には、「今、実際に本当にやる時間以外の時間」ということですが、とても定義が難しい言葉です。

(委員)

どうしても、ということでもないのですが。「精神障害者にも・・・」という、いわゆる、「にも包括」についてです。「重層的支援体制の支援」と解説されることもありますが、事業についてまで入れるともっと多くなるので、どうなのかなとも思いますが、こういうことについてはどうでしょうか。

(会長)

委員からご指摘いただいたことについては、計画の方にも入っていましたよね。 今、大元になる資料が手元にないのでチェックできないということと、制度名を 全部入れると、ボリュームが大きくなりすぎるのではと思います。

(委員)

「理学療法」については記載されていますが、「作業療法」や「言語療法」については入れなくても良いのかということが気になりました。

(会長)

これは一般的な用語解説集ではなく、計画の説明ということなので、計画の中にあるかどうかということにもよるかと思いますが、今、確認できますか。

(名豊)

あくまで推測という形で回答させていただきます。介護保険事業計画の中には、理学療法士などとの連携について、通いの場の部分についての医療的な専門職の関わりという部分がありますので、そこに用語が「理学療法」のみ記載があったのではと思います。そこは担当の方に確認をしながら、確かに一種類だけ記載されているのもおかしいので、本文に記載があった場合については、検討させていただきます。

(会長)

委員、よろしいでしょうか。

(田中委員)

はい、ありがとうございます。

(委員)

「障がい者雇用」という単語が計画の中にありますが用語解説の方には無く、割と障がい当事者の方でも「障がい者雇用」ということを知らない方がいらっしゃるので、それはちょっと必要かなと思いました。「障がい者雇用の促進」という記述がこの計画の中にもあります。こっちも障がいの「がい」がひらがなで書かれていますが、基本的には制度面のことですので漢字の方が適切なのかなと思います。あともう一点。私が感じたことについてです。「合理的配慮」という単語の用語解説はあるのですが、これは基本的に日常生活、社会生活を営むために、となっていますが、障がい者雇用上の合理的配慮については言及されていないので、広がりすぎてしまうかもしれませんが障がい者雇用上の合理的配慮がどういったものかという記載もあるといいかなと思いました。

(名豊)

法律の趣旨で具体的に記載されておりますので、確認させていただいて、「何々にしない限り」という文章があったかと思いますので、そういったところも引用しながら、より適切に市民の方が「合理的配慮」について理解できるような記載にさせていただきたいと思います。

(事務局)

補足ですが、「合理的配慮」は6年前には無かったのでしょうか。

(名豊)

ありました。

(事務局)

6年前のものをそのまま使っていて、恐らくその後に出来た条例などを反映していないと思います。医療的ケア児の説明も少し確認しましたが、今、我々が要綱で使っている定義とずれていましたので、市の条例や要綱との整合性もとっていこうかと思っています。

(会長)

副会長から「サービス等利用計画」とか、そこら辺の基本的な用語説明はなくていいのかという質問ありました。

(事務局)

事務局です。先ほどの「余暇活動」ですが、検索したところ計画本文の方に入っていましたので、そちらももし何かできるのであれば、先ほど会長が説明したようなこともありますので、調整して何かできるかどうか考えたいと思います。

(会長)

すごく制約された社会参加をきっちりと保証するっていう「余暇」と、レジャー的に楽しむという「余暇」という違いが、障がい福祉分野とそれ以外の分野でずいぶん違うということがありまして、一般的なレジャー、例えばお酒を飲むときや遊ぶときに「余暇支援」という概念はなかなか出てきません。飲みに行くときに支援といったら帰りに介抱してもらうかということですが、障がいと高齢の場合の「余暇支援」というのは、社会参加を広げるという意味の支援っていうのが出てくるという意味では相当異なります。ただ、市民の方にその事について分かってもらえるような定義については、名豊さんに任せたいと思います。

(委員)

用語ではなく文法上で細かいのですが、「ですます調」と「である」が混在しているので揃えたほうがいいと思います。計画案の方は、「障がいのある人」というふうに表現をしていて、こちらの説明では「障害者」としていますが、これは合わせなくていいのかどうかっていうのが一つです。用語については、「SDGs」の解説がなくていいのかと思います。

(会長)

「SDGs」は今、世界的なゴール目標ということになっていますので、あとは、ここは計画に書いてある用語ということで限定していくのかどうかという整理だと思っていて、基本的には今回は計画に入っているかどうかと思いますが。全文も含めて最終確認をしていただければと思います。

(名豊)

全体版の計画書のデータがようやく入手できました。先ほどあった「理学療法」の部分と「SDGs」の部分について回答させていただきます。全体版ですと「SDGs」についてページを割いて、「SDGs」はどういうふうなものかということを半ページぐらい割いて説明をしておりますので、そこの部分と重複した形でもやはりトレンドになりますので、用語解説を記載したほうがいいのかどうかということについては協議をしてゆきたいと思います。

また「理学療法」につきましては、「理学療法士等」という形で触れている形に介護保険事業計画の中でしておりましたので、今回はその部分の用語ということで、「理学療法」のみになっているということをご了承いただければと思います。

(会長)

「理学療法等」と言ったときの、「等」の中身についての解説があってもいいかなと思いましたが、いかがでしょうか。「等」という言葉だと分かるようで分からないので、「PT (理学療法士)・OT (作業療法士)・ST (言語聴覚士)のことを例えば「等」って言います」という解説があってもいいかなと思いました。

(名豊)

担当に伝えさせていただきます。

(委員)

用語ですが、「副籍交流」があった方がいいかなと思いました。

(名豊)

重要な文言だと思いますので、入れさせていただきます。

(渡邉委員)

さ行で、「サービス付き高齢者住宅」と「サービス付き高齢者向け住宅」と並んで表記されており、私の中では違いについて少し混乱する部分がありますが、いかがでしょうか。

(名豊)

介護保険事業計画の名前については、「サービス付き高齢者向け住宅」という形で一つになっておりますので、こちらについては記載の間違いで、「サービス付き高齢者向け住宅」のみということが正しいかと思います。

(会長)

他にお気づきの点など、これから出てくるかと思いますけれども、先ほどの日程で、お気づきになった点は、また後日連絡していただくということでよろしいでしょうか。もちろんまだ時間はございますが。

(委員)

「放課後等デイサービス」という言葉もあっていいかなと思いました。

(会長)

事務局の方でも、計画に書いてあって無いものについて改めて確認していただくということを、頂いたご意見なども含めて作業していただければと思います。

(事務局)

事業内容については本文の方で解説があるのかなと思います。

そこと重複して載せる必要があるかということもありますが、ただ、「グループホーム」の説明もありますので。資料2の164ページに「放課後等デイサービス」に関する説明が記載されています。計画に出てくる言葉の説明ということになると、計画を見て既にここで解説しているのでどうかと思うことはあります。ただ、先ほど申し上げたとおり「グループホーム」については、確かに後ろにもありますし。

(名豊)

改めて確認をさせていただければと思います。「放課後等デイサービス」の部分については、章が違うところに用語解説があり、その前の4章にも出てくる形になった場合に、4章を見て「これって何だっけ」と感じて、5章を見る方はいないと思うので、4章の中で用語解説が欲しい、というサービスには用語解説が説明は5章にあったとしても必要な面があるのではと、先ほどご意見をお伺いして思いましたので、確認をさせていただいて、「放課後等デイサービス」については追加させていただきたいと思います。

(会長)

本文に書いてあっても分からない場合は、用語解説を見て調べることがあると思いますが、その一方で限度があると思いますので、そのバランスだと思います。

(委員)

会長や副会長がおっしゃっている事を踏まえると、計画相談の説明についても 163ページの(4)に「計画相談支援」の説明があるので、載せちゃうと被ってしまうのか、それとも先ほど、名豊さんがおっしゃったように、載せた方がいいのか。「計画相談」に関しては事業所と相談員の説明は説明書きに載っていて、「計画相談」そのものの事業の内容については本文に載っているので、そこは名豊さんに検討していただいた方が良いかと思います。

(名豊)

かしこまりました。確認してみてあまりにも多い、ということになれば事務局と 相談させていただいて、全体として検討していきたいと思います。

(会長)

本文の中に解説があるということを後ろにもあるとなると障がい福祉用語集になるのではとも思います。

(会長)

次回の自立支援協議会までにご意見を頂ければと思いますので、一応この用語 についても、ここまでにさせていただければと思います。

この用語集も含めて、本日の協議を踏まえて最終案を事務局の方で作っていただいて、次回の協議会の場で最終承認ということで進めさせていただければと思います。そうしましたら、協議事項の2、その他についてですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

あらかじめ用意したものは特にございません。

(会長)

皆さんの方からよろしいでしょうか。

それでは次回の開催日程等について事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

次回の開催日程についてです。次回は令和6年2月21日水曜日午後6時から、本庁暫定庁舎第1会議室で開催いたします。本日とは時間と場所が異なりますのでご注意ください。

協議内容としては、ご協議いただいた計画案の最終確認、それから皆様の任期である第8期の協議が次回とその次の3月6日の全体会で終了となりますので、 第8期のまとめとなる報告書について、が中心となります。

次回の予定については以上です。

(会長)

それでは今回の自立支援協議会合同部会を終了したいと思います。 どうもあり がとうございました。